

函館市家族介護用品給付事業実施要綱運用基準

第1条 目的

この運用基準は、函館市家族介護用品給付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、事業の実施について必要な事項を定める。

第2条 家族の範囲

要綱第1条にいう「家族」とは以下のとおりとする。

- (1) 介護用品使用者の配偶者
- (2) 届出はないが介護用品使用者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (3) 介護用品使用者の3親等以内の親族およびその配偶者
- (4) 前項の規定に関わらず、市長が特に必要があると認めた者に対して介護用品を給付することがある。

第3条 在宅の範囲

要綱第1条にいう「在宅」には以下のものに居住等している場合は含まない。

- (1) 介護保険施設
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設
- (3) 短期入所生活介護および短期入所療養介護の長期利用
- (4) 介護用品の持ち込みを認めていない施設・医療機関

第4条 給付の判定方法

- (1) 介護用品の必要性の有無を判定する際には介護者から聴取のほか、申請時点の要介護者の要介護度を認定する際に用いられた要介護認定資料を用いる。
- (2) 他の自治体からの転入等の事由により函館市が要介護認定資料を保有しない場合は、申請者側が前住地から要介護認定資料

を取得し、函館市に提出する。

- (3) 要介護認定資料の有効期間は新たな介護認定資料が作成される前までとする。

第5条 給付の判定基準

要綱第4条(1)でいう状態であるかについて、函館市は介護認定資料の以下の項目を確認することとする。

- (1) 「障害高齢者の日常生活自立度」(ねたきり度)
記載がB1, B2, C1またはC2のいずれかであること。
- (2) 「認知症高齢者の日常生活自立度」
記載がⅢa, Ⅲb, IVまたはMのいずれかであること。
- (3) 認定調査票の「2-5 排尿」
「全介助」または「一部介助」となっており、かつ特記事項で失禁状態または介護用品が必要であることが記載されていること。
- (4) 認定調査票の「2-6 排便」
「全介助」または「一部介助」となっており、かつ特記事項で失禁状態または介護用品が必要であることが記載されていること。
- (5) 上述以外にも主治医意見書の「傷病に関する意見」および尿失禁の可能性が「あり」であるかについても参考とする場合がある。

附 則

この運用基準は、平成28年4月1日から施行する。